CREATE MEDIC

第52回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時
2026年３月27日（金曜日）午前10時
受付開始　午前９時

開催場所
横浜市港北区新横浜三丁目６番15号
新横浜グレイスホテル　３階グレイス（西）

議　　案
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

目　　次

第52回定時株主総会招集ご通知…… 1
議決権行使についてのご案内…… 3
株主総会参考書類…… 5
事業報告…… 15
連結計算書類…… 41
計算書類…… 44
監査報告…… 47

株主総会にご出席いただけない場合

事前に書面による郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権行使期限
2026年３月26日（木曜日）午後6時まで

クリエートメディック株式会社
証券コード：5187

証券コード　5187
（発送日）2026年 3月 11日
（電子提供措置の開始日）2026年 3月 5日

株 主 各 位

横浜市港北区新横浜二丁目５番地１５
新横浜センタービル８階
クリエートメディック株式会社
代表取締役社長　今澤　修

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第52回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト
https://www.createmedic.co.jp

（上記ウェブサイトにアクセスして、メニューより「株主・投資家の皆様」「株主・株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」を順に選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、書面による郵送またはインターネットによって議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	**2026年3月27日（金曜日）午前10時　※受付開始　午前９時**
2 場　　所	横浜市港北区新横浜三丁目6番15号 **新横浜グレイスホテル　３階グレイス（西）**
3 目的事項	**報告事項**　１．第52期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第52期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	３頁および４頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本株主総会招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主様が、株主総会資料を書面で受領することを希望する場合は、株主総会の基準日までに、口座を開設している証券会社または株主名簿管理人を通じて書面交付請求の手続きを実施いただくことが必要となります。
ただし当社は、株主総会資料を当社ウェブサイト等に掲載することに加えて、当面は書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する株主様に株主総会資料や議決権行使書用紙を書面でお届けする方針です。

◎当社は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち次に掲げる事項は、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
なお、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」は、会計監査人および監査等委員会の監査対象に含まれております。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事項が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

本株主総会招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

本株主総会招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）
午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

◎書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合において、議決権行使書に議案に対する賛否の表示がないときは、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

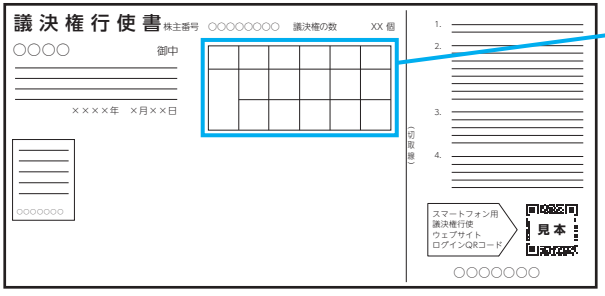

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- **全員賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印
- **一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。**

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

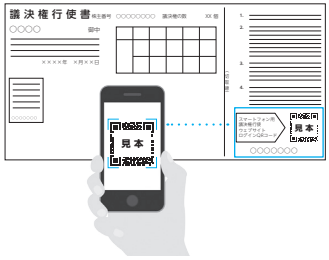

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

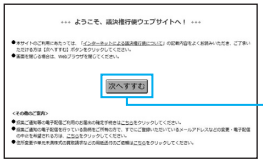

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

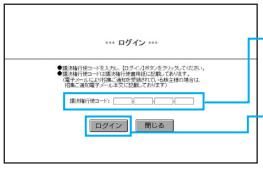

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

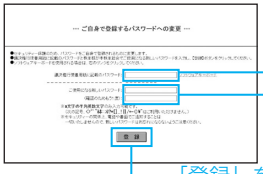

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、会社の財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式１株につき金 **28円** 配当総額 **234,782,996円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年３月30日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者について、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏　名	現在の地位および担当等
1	再　任	今澤（いまざわ）　修（おさむ）	代表取締役社長
2	再　任	赤岡（あかおか）　洋三（ようぞう）	専務取締役 開発管掌、薬事管掌、連結グループ担当
3	再　任	秋元（あきもと）　克也（かつや）	取締役 国内営業担当、輸出担当

候補者番号
1

今澤　修（いまざわ　おさむ）　(1962年1月3日生)

所有する当社の株式数……7,726株
取締役会出席状況……12/12回

再　任

[略歴、当社における地位および担当]

2016年 6 月	当社入社
2016年10月	当社経営企画部総括
2017年 1 月	当社経営企画部長
2020年 3 月	当社管理本部長
2021年 4 月	当社執行役員
2023年 3 月	当社取締役
2023年 4 月	当社内部監査室長
2025年 1 月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、一貫して経営企画部門の重責を歴任し、2025年からは代表取締役として、豊富な業務経験と知見によりリーダーシップを発揮しております。今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号
2

赤岡　洋三（あかおか　ようぞう）　(1961年9月19日生)

所有する当社の株式数……20,629株
取締役会出席状況……12/12回

再　任

[略歴、当社における地位および担当]

1985年 8 月	当社入社
1994年 4 月	当社品質保証室長
2002年 3 月	当社執行役員
2003年 3 月	当社薬事法制統括部長
2005年 4 月	当社薬事法制部長
2011年 3 月	当社取締役
2015年 3 月	当社医機法制担当
2016年 6 月	当社研究開発センター長
2017年 3 月	当社開発担当
2017年 4 月	当社開発本部長
2020年 3 月	当社常務執行役員
2021年 4 月	当社薬機法制担当 当社連結統括本部長
2023年 3 月	当社専務執行役員
2025年 1 月	当社開発管掌（現任） 当社連結グループ担当（現任）
2025年 3 月	当社専務取締役（現任） 当社薬事管掌（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、品質管理・薬機法制の担当部門の責任者として品質システム構築に寄与し、加えて現在は開発部門、グループ各社を統括する任にあり、多岐に亘り幅広く豊富な知見を有しております。今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

秋元（あきもと） 克也（かつや） (1963年１月２日生)

所有する当社の株式数……15,030株
取締役会出席状況……12/12回

再　任

[略歴、当社における地位および担当]

1989年10月	当社入社
2009年７月	当社医療事業部東日本営業部首都圏統括
2013年１月	当社医療事業統括部長
2013年４月	当社執行役員
2017年２月	当社営業本部長
	当社医療事業部長
2018年３月	当社取締役（現任）
2025年１月	当社国内営業担当（現任）
	当社輸出担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、一貫して販売部門の重責を歴任し、豊富な業務経験と業界に関する高い知見を有しております。今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。
3. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、D&O保険契約の内容の概要は、事業報告の30頁に記載のとおりです。
各候補者が取締役に選任され就任した場合には、D&O保険契約の被保険者となる予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏　名	現在の地位および担当
1	再　任	橋井（はしい）　敦（あつし）	取締役常勤監査等委員
2	再　任 社外取締役 独立役員	磯貝（いそがい）　和敏（かずとし）	取締役監査等委員
3	再　任 社外取締役 独立役員	工藤（くどう）　敦子（あつこ）	取締役監査等委員

候補者番号
1

橋井　敦（はしい　あつし）　(1955年1月29日生)

所有する当社の株式数……15,000株
取締役会出席状況……12/12回
監査等委員会出席状況……9/9回

再　任

[略歴、当社における地位および担当]

2003年9月	当社入社	2014年3月	当社取締役
2004年1月	当社執行役員		当社管理統括部長
2006年4月	当社財務部長	2016年4月	当社専務執行役員
	当社総合企画室長	2017年1月	当社管理本部長
2013年4月	当社総合企画部長	2020年3月	当社取締役常勤監査等委員（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社入社以来、一貫して管理各部門の責任者を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しており、それらの経験に基づき当社の経営の監視を公正・的確におこなっていただくことに適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号
2

磯貝　和敏（いそがい　かずとし）　(1955年12月21日生)

所有する当社の株式数……3,200株
取締役会出席状況……11/12回
監査等委員会出席状況……8/9回

再　任
社外取締役
独立役員

[略歴、当社における地位および担当]

1979年4月	監査法人朝日会計社（現　有限責任あずさ監査法人）入社	2019年6月	株式会社アルファ社外取締役（現任）
2002年5月	同監査法人代表社員	2020年3月	当社取締役監査等委員（現任）
2018年7月	株式会社日本橋会計代表取締役（現任）		

[重要な兼職の状況]

株式会社日本橋会計代表取締役、株式会社アルファ社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年に亘り公認会計士・税理士としての豊富な経験と財務および会計に関する専門的な知識と見識を有しており、それらの経験に基づき当社の経営の監視を客観的におこなっていただくことに適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職、取締役の報酬等および社長や取締役等経営陣のサクセッションプランの策定・運用に関する事項の審議に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

候補者番号

3

工藤　敦子（くどう　あつこ）

(現姓：渡邉)
(1963年８月13日生)

所有する当社の株式数……0株
取締役会出席状況……12/12回
監査等委員会出席状況……9/9回

再　任
社外取締役
独立役員

[略歴、当社における地位および担当]

2003年10月	弁護士登録 小島国際法律事務所入所
2014年８月	英国スウォンジー大学 LLM in International Commercial and Maritime Law（2016年１月 法学修士課程修了）
2015年10月	英国ロンドン JCS International Commercial Lawyers研修勤務
2016年２月	タイ王国バンコクTilleke＆Gibbins研修勤務
2018年４月	東京簡易裁判所民事調停委員（現任）
2021年６月	認定特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会監事（現任）
2021年８月	認定経営革新等支援機関（現任）
2023年３月	IPAX総合法律事務所入所（現任）
2024年３月	当社取締役監査等委員（現任）

[重要な兼職の状況]

東京簡易裁判所民事調停委員、認定特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会監事、認定経営革新等支援機関、IPAX総合法律事務所 弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年に亘り弁護士として培った経験および知識と見識を有しており、それらの経験に基づき当社の経営の監視を客観的におこなっていただくことに適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職、取締役の報酬等および社長や取締役等経営陣のサクセッションプランの策定・運用に関する事項の審議に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

(注) 1．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。
3．磯貝和敏および工藤敦子の両氏は、社外取締役候補者であります。
4．磯貝和敏氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年であります。
5．工藤敦子氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。
6．当社は磯貝和敏および工藤敦子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7．工藤敦子氏は、婚姻により渡邉姓となりましたが、弁護士などの業務を旧姓の工藤でおこなっております。
8．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、D&O保険契約の内容の概要は、事業報告の30頁に記載のとおりです。
各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、D&O保険契約の被保険者となる予定であります。

（ご参考）

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は以下のとおりとなります。

氏　名	企業経営	営業 マーケティング	製造 開発 品質管理	国際事業	財務 会計 税務	法務 リスク管理	人材マネジメント	ESG／SDGs
今　澤　　修	●				●	●	●	●
赤　岡　洋　三	●	●	●	●		●		
秋　元　克　也	●	●		●				
橋　井　　敦	●				●	●	●	
磯　貝　和　敏	●				●	●		
工　藤　敦　子						●		●

第4号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ全ての監査等委員である取締役の補欠として、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。決議の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　名	現在の地位および担当
社外取締役　佐藤（さとう）　直子（なおこ）	－

佐藤（さとう）　直子（なおこ）

(現姓：マッカートニー)
(1972年３月22日生)

所有する当社の株式数……0株
取締役会出席状況……－/－回
監査等委員会出席状況……－/－回

社外取締役

［略歴、当社における地位および担当］

2001年10月	佐藤直子税理士事務所代表税理士（現任）
2008年７月	ECOVIS AKIA Tax Consultants株式会社代表取締役（現任）
2013年１月	Bonhams HongKong Limited 日本における代表者（現任）
2014年４月	株式会社世田谷リ・グリーン監査役（現任）
2025年６月	LGC Japan Limited 日本における代表者（現任）

［重要な兼職の状況］

佐藤直子税理士事務所代表税理士、ECOVIS AKIA Tax Consultants株式会社代表取締役、Bonhams HongKong Limited 日本における代表者、株式会社世田谷リ・グリーン監査役、LGC Japan Limited 日本における代表者

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年に亘り税理士としての豊富な経験と財務および会計に関する専門的な知識と見識を有しており、それらの経験に基づき当社の経営の監視を客観的におこなっていただくことに適任であると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
同氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職、取締役の報酬等および社長や取締役等経営陣のサクセッションプランの策定・運用に関する事項の審議に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

(注) １．候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
２．佐藤直子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
３．佐藤直子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
４．佐藤直子氏は、婚姻によりマッカートニー姓となりましたが、税理士などの業務を旧姓の佐藤でおこなっております。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、D&O保険契約の内容の概要は、事業報告の30頁に記載のとおりです。
佐藤直子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、D&O保険契約の被保険者となる予定であります。

以　上

事業報告（2025年１月１日から2025年12月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進むなか、個人消費や設備投資の持ち直し、インバウンド需要の回復を背景に緩やかな回復基調で推移しました。

一方で、物価上昇の継続や政策金利の引き上げ等による金融環境の変化、ならびに通商政策を含む海外の不確実性や地政学リスクを背景としたサプライチェーン・コスト面の影響が懸念され、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは新たな中期経営計画の達成に向け、国内では新製品の上市をはじめとする営業活動の強化と販売価格の改定により収益性向上を図り、併せて仕入先の変更による原価低減にも努めてまいりました。海外販売においては、インドおよび東南アジア地域への販路拡大を積極的に進めており、将来的な事業の柱となる海外販売事業の基盤構築に向けて取り組みを強化しております。

以上により、売上高につきましては、海外販売のうち欧州向けがMDR（欧州医療機器規則）移行切替前の前倒し受注や競合他社の自主回収により増加したものの、中国における集中購買制度の影響が大きく僅かに減少となりましたが、国内では自社販売におきまして新発売の泌尿器系製品の好調と、OEM販売の増加もあり全体では大幅な増加となりました。

利益面では本年4月の自社販売における価格改定が市場に受け入れられたことと、生産のコストダウンや生産拠点の最適化により売上原価率が低下し、さらに販売費及び一般管理費は前期における費用負担が解消されたことで、営業利益、経常利益が大幅な増加となりました。一方で、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に本社売却による特別利益を計上したため当連結会計年度は減少しておりますが、当初見込みを大幅に上回る水準となっております。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高13,617百万円（前期比4.5%増）、営業利益1,005百万円（前期比45.1%増）、経常利益988百万円（前期比31.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益713百万円（前期比15.1%減）となりました。

	第51期 (2024年12月期)	第52期 (2025年12月期)
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高	13,030	13,617
営業利益	692	1,005
経常利益	750	988
親会社株主に帰属する当期純利益	840	713

次に売上の概況を販売形態別にご報告いたします。

自社販売

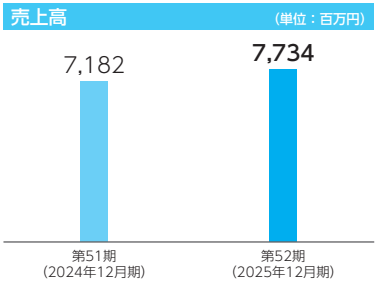

自社販売は、消化器系製品のわずかな減少があったものの、泌尿器系の新製品が好調なことに加え、価格改定により売上が増加し、売上高7,734百万円(前期比7.7%増)となりました。

海外販売

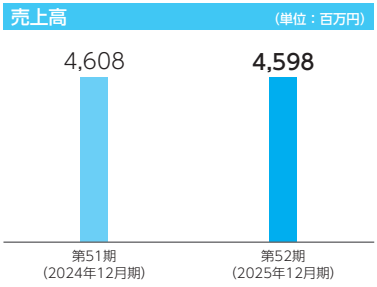

海外販売のうち、輸出販売は欧州向けの泌尿器系製品が競合他社の自主回収により大幅に受注が増加しました。

一方、中国販売は、消化器系製品が好調を維持したものの泌尿器系製品が中国で拡大する集中購買制度の影響により減少し、売上高4,598百万円(前期比0.2%減)となりました。

ＯＥＭ販売

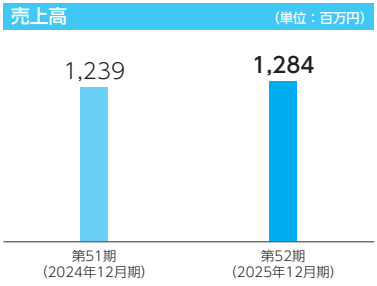

ＯＥＭ販売は、血管系製品の一部終了に伴う減少があったものの、内視鏡関連製品が好調であったため、売上高1,284百万円(前期比3.6%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は408百万円となっております。主なものといたしまして、国内において物流関係の機械装置等の追加、新製品の機械装置および金型の取得となっております。国外では大連クリエート医療製品有限公司およびベトナムクリエートメディック有限会社における既存品のコストダウンに資する生産設備などへ投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により749,700千円の資金調達をおこないました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

売上高 (単位：千円)

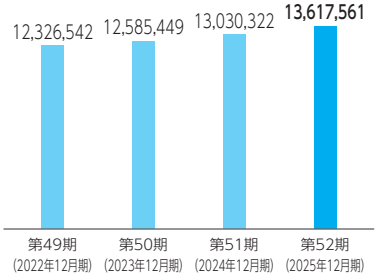

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)

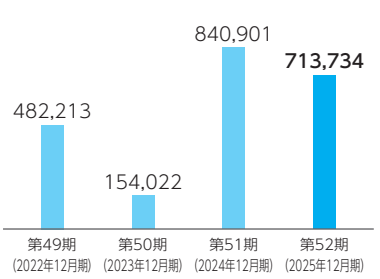

1株当たり当期純利益 (単位：円)

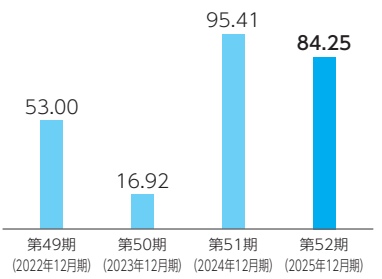

総資産 (単位：千円)

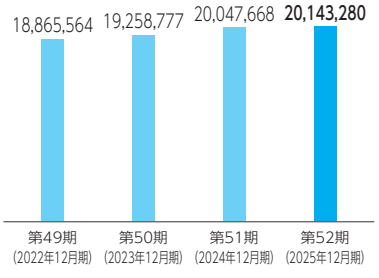

純資産 (単位：千円)

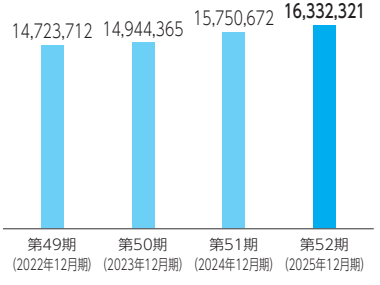

1株当たり純資産額 (単位：円)

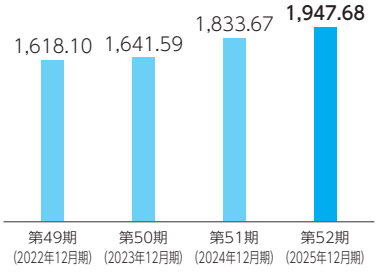

		第49期 (2022年12月期)	第50期 (2023年12月期)	第51期 (2024年12月期)	第52期 (2025年12月期)
売上高	(千円)	12,326,542	12,585,449	13,030,322	13,617,561
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	482,213	154,022	840,901	713,734
1株当たり当期純利益	(円)	53.00	16.92	95.41	84.25
総資産	(千円)	18,865,564	19,258,777	20,047,668	20,143,280
純資産	(千円)	14,723,712	14,944,365	15,750,672	16,332,321
1株当たり純資産額	(円)	1,618.10	1,641.59	1,833.67	1,947.68

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大連クリエート医療製品有限公司	679万米ドル	100%	医療機器の製造
クリエート国際貿易（大連）有限公司	101万米ドル	100%	医療機器の販売、部材の調達・輸出
九州クリエートメディック株式会社	245,000千円	100%	医療機器の製造、販売
ベトナムクリエートメディック有限会社	555万米ドル	100%	医療機器の製造、販売

③ 企業結合の成果

当連結会計年度の連結売上高は13,617百万円（前期比4.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は713百万円（前期比15.1％減）となりました。

なお、連結子会社は前項の４社であり、持分法適用会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度の事業環境は、国内における医療需要の安定的な伸長に加え、アジアを中心とした海外市場の拡大が予想される一方、原材料価格の高止まりや為替変動、海外の不確実性や地政学リスクを背景としたサプライチェーンの影響が懸念され、先行き不透明な状況が続いております。

2026年12月期の業績予想につきましては、中期経営計画2027の2年目として、国内販売は新製品の営業活動と原材料高騰を背景とした販売価格改定により収益性向上を進めるとともに、海外市場では中国の集中購買の対策を図りつつ、インド・東南アジア地域への新市場拡大により売上高の拡大を計画しております。利益面では、中期の連結営業利益率８％を目指した製造機能最適化や製造のコストダウンの収益改善策により増益確保を目指してまいります。

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策と位置付け、今後の収益力向上のために内部留保による経営基盤の強化を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を実施してまいる所存であります。

今後の業績向上に全社一丸となり邁進いたす決意でありますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当企業集団は、シリコーンラバーを主な原材料としたディスポーザブルカテーテル・チューブおよび医療機器の製造・販売を主な事業内容としております。

系統分類別の主要製品は以下のとおりであります。

系統分類	主要製品
泌尿器系製品	留置導尿関連製品、腎ろう造設術関連製品、自己導尿関連製品
外科系製品	ＰＴＣＤ関連製品、ドレーンチューブ、腹腔鏡下内視鏡手術用製品
消化器系製品	イレウス関連製品、胃ろう造設術関連製品、栄養投与関連製品
麻酔・呼吸器系製品	麻酔関連製品、呼吸器関連製品
看護・検査系ほか製品	看護関連製品、生検針

(6) 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

クリエートメディック株式会社	本社	横浜市港北区新横浜二丁目５番地15 新横浜センタービル８階
	北海道工場	岩見沢市（北海道）
	水戸事業所	水戸市（茨城県）
	殿町イノベーションオフィス・研究開発センター	川崎市（神奈川県）
	営業拠点	札幌支店、仙台支店、さいたま支店、 東京支店、横浜支店、名古屋支店、 大阪支店、広島支店、福岡支店
大連クリエート医療製品有限公司	本社・工場	中華人民共和国大連市
クリエート国際貿易（大連）有限公司	本社	中華人民共和国大連市
九州クリエートメディック株式会社	本社・工場	北九州市（福岡県）
ベトナムクリエートメディック有限会社	本社・工場	ベトナム社会主義共和国ドンナイ省

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,010（243）名	8（△8）名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
306（99）名	△4（10）名	45.9歳	20.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

① 発行可能株式総数　30,000,000株
② 発行済株式の総数　9,664,327株 (自己株式 1,279,220株を含む)
③ 株主数　8,978名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
つづき企画株式会社	1,154,600株	13.8%
中尾廣政	644,532	7.7
公益財団法人中尾奨学財団	600,000	7.2
株式会社横浜銀行	421,400	5.0
中尾政嗣	251,196	3.0
明治安田生命保険相互会社	211,200	2.5
光通信KK投資事業有限責任組合 無限責任組合員光通信株式会社	203,900	2.4
笠原正孝	198,000	2.4
クリエートメディック従業員持株会	139,840	1.7
INTERACTIVE BROKERS LLC	117,800	1.4

(注) 1．当社は自己株式1,279,220株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式（1,279,220株）を控除して計算しております。

2．当社は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、2025年３月28日開催の取締役会の決議によって、次のとおり自己株式の処分を実施いたしました。

処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式　5,585株
処分価額	１株につき　934円
処分価額の総額	5,216,390円
割当先	当社の取締役（※）　３名　　5,585株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
払込期日	2025年4月25日

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

		株式数	交付対象者数
取締役 （監査等委員を除く）	取締役 （社外取締役を除く）	当社普通株式 5,585株	3名
	社外取締役	—	—
取締役（監査等委員）		—	—

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

第１回新株予約権及び第３回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の状況は以下のとおりです。

	第1回新株予約権
発行決議日	2025年７月７日
割当日	2025年７月23日
新株予約権の総数	7,886個（本新株予約権１個当たり100円）
新株予約権の発行価額	総額788,600円
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
当該発行による潜在株式数	・当初行使価額（951円）における潜在株式数：788,600株 ・下限行使価額（855円）における潜在株式数：877,144株

	第1回新株予約権
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	１株当たり951円 行使価格は、2026年１月26日を初回の修正日とし、その後１年毎（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を１円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、855円をいう。
権利行使期間	2025年７月24日から2030年７月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額に関する事項	①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
募集又は割当の方法	第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をYB-2 投資事業組合に割り当てる。

	第３回無担保転換社債型新株予約権付社債 に付された新株予約権
発行決議日	2025年７月７日
払込期日	2025年７月23日
新株予約権の総数	49個
社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率	利息は付さない
償還期限	2030年７月23日
償還方法	①満期償還 2030年７月23日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。 ②その他繰上償還 新株予約権付社債発行要項に基づく繰上償還が行われる場合がある。
新株予約権に関する事項	①発行する新株予約権の総数 49個 ②新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式 ③当該発行による潜在株式数 ・当初転換価額（951円）における潜在株式数：788,300株 ・下限転換価額（855円）における潜在株式数：876,800株 ④新株予約権の払込価格 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。 ⑤新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本新株予約権に係る本社債とし、本社債の価額はその払込金額と同額とする。 ⑥行使期間 2025年７月24日から2030年７月23日

	第３回無担保転換社債型新株予約権付社債 に付された新株予約権
行使価額又は転換価額	１株当たり951円 行使価格は、2026年１月26日を初回の修正日とし、その後１年毎（修正日）において、当該修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を１円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限転換価額」とは、855円（当初転換価額に90％を乗じた額）とする。
募集又は割当の方法	第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をYB-2 投資事業組合に割り当てる。
担保又は保証の有無	なし
転換社債型新株予約権付社債の残高	749,700,000円

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	今澤　修	
専務取締役	赤岡洋三	開発管掌、薬事管掌、連結グループ担当
取締役	秋元克也	国内営業担当、輸出担当
取締役 (常勤監査等委員)	橋井　敦	
取締役 (監査等委員)	磯貝和敏	株式会社日本橋会計代表取締役 株式会社アルファ社外取締役
取締役 (監査等委員)	日暮良一	
取締役 (監査等委員)	工藤敦子	東京簡易裁判所民事調停委員 認定特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会監事 認定経営革新等支援機関 IPAX総合法律事務所 弁護士

(注) 1. 監査等委員である取締役磯貝和敏、日暮良一および工藤敦子の３氏は社外取締役であります。

2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、橋井敦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 常勤監査等委員である取締役橋井敦、監査等委員である取締役磯貝和敏および日暮良一の３氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査等委員である取締役橋井敦氏は、当社の経理部門におきまして決算手続ならびに財務諸表の作成等に従事していたことから、豊富な経験と幅広い知見を有しております。

・監査等委員である取締役磯貝和敏氏は、長年に亘り培われた公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。

・監査等委員である取締役日暮良一氏は、長年に亘り企業の財務分析等を通じて培われた豊富な経験と幅広い知見を有しております。

4. 当社は、監査等委員である取締役磯貝和敏、日暮良一および工藤敦子の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位、担当および重要な兼職の状況
佐 藤 正 浩	2025年3月28日	任 期 満 了	取締役会長 大連クリエート医療製品有限公司董事長 クリエート国際貿易（大連）有限公司董事
遠 藤 晋 一	2025年3月28日	任 期 満 了	取締役執行役員 マーケティング部担当、市場開発部担当

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結できる旨を定めておりますが、現在、責任限定契約は締結しておりません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。D&O保険契約の契約期間は、１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ更新いたします。なお、D&O保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会の決議によりそれぞれ限度額を決定しております。

2024年3月28日開催の第50回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、2016年3月30日開催の第42回定時株主総会において監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50,000千円以内と定めております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うも

のであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

役員報酬等の決定にあたっては、①持続的に企業価値の向上を促すものとすること、②中長期経営目標達成を強く動機づけ、短期志向への偏重を抑制する制度とすること、③役位が上位の者ほど業績に連動する報酬の全報酬に占める比率を高くすること、④株式保有により、着実な企業価値向上における株主との価値共有を図ることを方針とし、適切なバランスのとれたものとなるようにしております。

取締役の報酬は、基本報酬である固定報酬と中期経営計画の経営指標に応じて支給する中期業績連動報酬および当該事業年度の業績に応じて支給する短期業績連動報酬ならびに株式報酬（譲渡制限付株式）により構成され、役位別に設定した比率で各報酬の金額割合を決定し、固定報酬と中期業績連動報酬は各月の報酬として、短期業績連動報酬は事業年度の決算日後に賞与としてそれぞれ支給し、株式報酬（譲渡制限付株式）は、原則毎期株式を交付して取締役退任時等に譲渡制限を解除することとしております。

業績連動報酬のうち短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の目標値（連結売上高および連結営業利益）の達成度合いに応じて支給金額を算定しております。

中期業績連動報酬は、企業価値の継続的な向上と中長期経営目標達成への動機づけとするため、中期経営計画の経営目標に基づく業績指標を取締役会で決定し、指標数値に応じて支給金額が一定の範囲で変動いたします。

株式報酬（譲渡制限付株式）は、中長期的な株式保有を通じて企業価値向上と株主との価値共有を図ることを目的とし、前年の業績を踏まえて支給総額を取締役会において決議し、役位毎の比率に応じて付与株式数を決定しており、その報酬として支給される金銭報酬債権の総額は、従来の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬額範囲内で年額50,000千円以内としております。

監査等委員である取締役の報酬は、独立性及び客観性を保つ観点から、固定報酬のみで構成しております。

上記の当社の決定方針は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会における客観的な審議を経て取締役会において決定しております。

また、取締役の個人報酬額の決定にあたっては、その決定プロセスの妥当性について、指名・報酬委員会への諮問をおこない、同委員会の審議を経た答申を受けて決定することで透明性と客観性を確保しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる役員の員数
		固定報酬	中期業績連動報酬	短期業績連動報酬	株式報酬	
取締役(監査等委員を除く)	74,379千円	43,519千円	19,074千円	7,077千円	4,706千円	5名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	26,724 (17,604)	26,724 (17,604)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	101,103 (17,604)	87,436 (17,604)	19,074 (－)	7,077 (－)	4,706 (－)	9 (3)

(注) 1．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．当社の非金銭報酬等の内容は株式報酬（譲渡制限付株式）であり、株式報酬（譲渡制限付株式）の額は、当事業年度に費用計上した額を記載しております。

3．上記には2025年３月28日開催の第51回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名が含まれております。

4．短期業績連動報酬にかかる業績指標は「連結売上高」・「連結営業利益」であり、その実績は2024年12月期の連結売上高13,030百万円、連結営業利益692百万円であります。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであり、各事業年度の目標値の達成度合いに応じて支給金額を決定しております。

5．中期業績連動報酬は、企業価値の継続的な向上を促すため、中期経営計画の経営目標に基づく業績指標を取締役会で決定し、指標数値に応じて算出された金額を決定しております。

6．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2024年３月28日開催の第50回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、５名です。

7．監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年３月30日開催の第42回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名です。

8．取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は、2022年3月30日開催の第48回定時株主総会において、取締役の報酬額範囲内で年額50,000千円以内、当該制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年48,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は、６名です。

9．支給額には、事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した7,077千円を含んでおります。

ハ．社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
社外取締役 （監査等委員）	磯貝和敏	株式会社日本橋会計代表取締役 株式会社アルファ社外取締役	特別な利害関係はありません。
社外取締役 （監査等委員）	工藤敦子	東京簡易裁判所民事調停委員 認定特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会監事 認定経営革新等支援機関 IPAX総合法律事務所 弁護士	特別な利害関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況および 社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要
取締役 （監査等委員）	磯貝和敏	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席および監査等委員会９回のうち8回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な公認会計士・税理士の観点から発言をおこなっております。 また、当社の社外取締役として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程におきまして適宜必要な助言を頂いております。
取締役 （監査等委員）	日暮良一	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席および監査等委員会９回全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言をおこなっております。 また、当社の社外取締役として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程におきまして適宜必要な助言を頂いております。
取締役 （監査等委員）	工藤敦子	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席および監査等委員会９回全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な弁護士の観点から発言をおこなっております。 また、当社の社外取締役として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程におきまして適宜必要な助言を頂いております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が1,000千円あります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。

②取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は当社及びグループ会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監視・監督する。

③取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受ける。

④当社は常にコンプライアンスを念頭に置く企業文化の確立を目指し、「倫理規範」を定めた上で、取締役及び使用人の意識向上に向け周知徹底を図る。

⑤コンプライアンス推進委員会はコンプライアンス基本方針に基づき、当社コンプライアンスの徹底並びに健全な企業風土の維持・向上を図る。また、コンプライアンス体制の充実のため、内部通報相談窓口を設けるとともに、通報者に対する不利な取り扱いを禁止する。

⑥内部監査部門は定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査等委員会に適宜報告する。

⑦当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引もおこなわないとする方針を堅持する。
当社は、従来より社内窓口部署を設け、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則に基づき記録・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスクマネジメント委員会はリスク管理規程に基づき、当社グループのリスク管理を統括し、基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。

②各部門及びグループ会社の責任者は、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

③当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応をおこなう。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。

②取締役で構成される経営会議において、業務執行上の重要事項の情報共有や審議をおこなうとともに、執行役員及び部門長で構成される事業統括会議等の会議体において、施策の進捗管理をおこなう。

③取締役会は、経営理念の下に経営目標・予算を策定し、取締役及び使用人はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理をおこなう。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の経営管理については、当社経営方針・事業計画及び社内規則に即して企業集団の統治を図るとともに、情報管理・危機管理の統一と共有化及び経営の効率化を確保する。

②子会社の取締役を当社から派遣し、当該取締役は子会社の業務執行状況を指導・監督の上、当社取締役会に報告する。

③子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、内部統制システムを整備することを基本とする。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設置していないが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議の上、合理的な範囲で当該使用人を配置するものとし、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

②当該使用人の任免等の人事については、監査等委員会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

7．取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

①取締役又は使用人が、重大な法令違反や当社グループに重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告する体制を整備する。

②監査等委員会は必要と判断した場合に、取締役及び使用人から報告を受けることができるとともに、必要に応じて重要と思われる会議に出席できるものとする。

③監査等委員会へ報告したことを理由とした不利な取り扱いを禁止する。

8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換をおこなう。

②監査等委員会は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

③監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換をおこなうとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

④監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、適切に当社が処理する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会では各取締役より業務執行状況の報告がおこなわれ、この報告を受けて取締役および監査等委員会は、取締役の職務執行状況が法令等に適合していることを確認しております。なお、当事業年度において取締役会は12回開催されております。

また、経営理念や行動指針、倫理規範を記載した冊子を全社員に配布し、コンプライアンスを念頭においた企業文化の確立に向け、周知徹底を図っております。

さらに内部監査を通じて状況を確認するとともに、内部通報制度の運用状況も確認しております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書等の関連情報は社内規程に基づき、適切に保存および管理しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクマネジメント委員会ではグループ全体のリスク管理を統括するとともに、内在するリスクに関して適宜対策を実施しております。当事業年度においては１回開催しており、主にＢＣＰ（事業継続計画）についての取り組みと、従前リスク内容についての整理・見直しをおこないました。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役で構成する経営会議を５回開催し、業務執行上の重要施策について活発な議論をおこなうとともに、適切な意思決定をおこなっております。また当該施策の進捗状況についても適宜確認しております。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の取締役を当社から派遣するとともに、月次で業務執行状況の報告を受け、適切に監督しております。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設置しておりませんが、必要に応じて当該使用人を配置いたします。

7．取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は取締役会だけでなく、代表取締役との定期会合や内部監査部門との連携、その他関係部門からの報告等によって業務執行状況等を把握するとともに、必要に応じて意見を述べております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

1．基本方針の内容

当社は、当社の経営権を有すべき者は、当社の企業価値の源泉を理解し、株主の責任ある投資に叶う事業活動を通じて、永続的な企業価値向上を目指す者である必要があると考えております。そして、当社の経営権を有すべき者かどうかの信任は、株主の皆様の総意に基づき決定されるべきと考えます。この考えを前提とし、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。
しかしながら、大規模買付けの中には、当社の中長期的な企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資さない、

専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや、株主共同の利益を毀損するおそれのあるもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものも少なからず存在します。さらに、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、対象会社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等も見受けられますが、それらの大規模買付けに対して有効に対抗することは必ずしも容易ではありません。

当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付けを行なう者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株式の大規模買付けに対しては、予めその買付けに必要な手続を定め、また、大規模買付けをおこなおうとする者にその遵守を要求することで、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えて、基本方針を策定しております。

2．基本方針の実現に資する取組み

①企業価値向上への取組み

当社は、1974年の創業当初から「かけがえのない生命を守る」という崇高な医療行為を支え、多様化する医療現場のニーズに対応すべく、効果的なディスポーザブル医療機器の開発・製造に邁進してまいりました。

現在では、経営理念である「からだにやさしい未来の医療を築く」のもと、泌尿器系や消化器系のシリコーン製カテーテルを開発し、国内において自社のCLINYブランドを展開する自社販売、相手先ブランドの生産を受託するOEM販売、中国や欧州の海外向けに販売する海外販売を中心に、安全で高品質な医療製品を提供し、事業を拡大しております。

当社は、2024年の設立50周年を機に、経営理念「からだにやさしい未来の医療を築く」の実現と、将来の会社発展や社会貢献を目指して、従業員のベクトルを一つとすべく、将来構想～10年後のありたい姿～を策定いたしました。

また、2025年１月より経営体制の強化を目的に、新体制による事業運営をスタートし、新たな将来構想と経営新体制を基に「中期経営計画2027（2025～2027）」を策定いたしました。この重要施策を推進することにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の最大化に取組んでまいりたいと考えております。

当社は、こうした取組みの着実な遂行を通じて株主の皆様からの信頼と理解を得ていくことで、企業価値及び株主共同の利益をより一層向上させることにより、基本方針の実現に努めてまいります。

②基本方針に照らし不適切な者による支配の防止のための取組み

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株式の大規模買付けに関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

しかしながら、当該大規模買付けが当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様に適切にご判断いただき、当社株式の大規模買付けに関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大規模買付けを行なう者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付けの条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付けの条件・方法について、大規模買付けを行なう者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行なう必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

以上の理由により当社は、株主の皆様のご意見を確認させていただくことを条件として、大規模買付けを行なう者に対し、基本方針の遵守を求めるとともに、大規模買付けを行なう者が基本方針を遵守しない場合、並びに大規模買付けが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2024年２月14日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の導入を決議し、2024年3月28日開催の第50回定時株主総会においてご承認いただいております。

３．上記２．の取組みについての取締役会の判断

上記２．の取組みは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものであることから、当社取締役会は、上記２．の取組みが当社の上記１．の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

上記２．の取組みが当社取締役の地位維持を目的として取締役会により恣意的に運用されることを防止するため、当社取締役会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）の中の３名以上から構成される独立委員会を設置し、当社取締役会に対し対抗措置を発動することの是非について勧告を行うものとします。当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年12月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額
資産の部	
流動資産	**14,222,697**
現金及び預金	5,830,922
受取手形	47,358
電子記録債権	1,329,775
売掛金	1,956,225
商品及び製品	2,381,650
仕掛品	815,217
原材料及び貯蔵品	1,290,402
その他	574,992
貸倒引当金	△3,847
固定資産	**5,920,583**
有形固定資産	**4,709,552**
建物及び構築物	2,457,732
機械装置及び運搬具	530,736
土地	1,086,223
建設仮勘定	119,895
その他	514,963
無形固定資産	**418,686**
借地権	171,694
その他	246,992
投資その他の資産	**792,343**
投資有価証券	669,933
繰延税金資産	86,395
その他	36,014
資産合計	**20,143,280**

科　　目	金　額
負債の部	
流動負債	**2,023,897**
支払手形及び買掛金	460,340
電子記録債務	240,401
未払法人税等	66,956
賞与引当金	60,327
役員賞与引当金	8,081
その他	1,187,790
固定負債	**1,787,062**
転換社債型新株予約権付社債	749,700
退職給付に係る負債	602,125
繰延税金負債	354,479
資産除去債務	2,702
長期未払金	48,473
その他	29,581
負債合計	**3,810,959**
純資産の部	
株主資本	**13,226,408**
資本金	**1,461,735**
資本剰余金	**1,486,576**
利益剰余金	**11,476,083**
自己株式	**△1,197,986**
その他の包括利益累計額	**3,105,123**
その他有価証券評価差額金	**224,174**
繰延ヘッジ損益	**3,843**
為替換算調整勘定	**2,543,663**
退職給付に係る調整累計額	**333,442**
新株予約権	**788**
純資産合計	**16,332,321**
負債・純資産合計	**20,143,280**

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額	
売上高			**13,617,561**
売上原価			**7,623,711**
売上総利益			**5,993,850**
販売費及び一般管理費			**4,988,767**
営業利益			**1,005,082**
営業外収益			
受取利息		24,342	
受取配当金		10,968	
受取手数料		1,351	
受取保険金		5,802	
その他		14,940	57,405
営業外費用			
支払利息		7,921	
固定資産除却損		1,657	
為替差損		55,818	
その他		8,999	74,397
経常利益			**988,091**
特別利益			
補助金収入		66,896	
受取補償金		158,152	225,049
特別損失			
固定資産除却損		123,389	
棚卸資産廃棄損		29,003	152,392
税金等調整前当期純利益			**1,060,748**
法人税、住民税及び事業税		318,165	
過年度法人税等		54,482	
法人税等調整額		△25,634	347,014
当期純利益			**713,734**
親会社株主に帰属する当期純利益			**713,734**

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,461,735	1,486,572	11,078,119	△1,003,042	13,023,385
当期変動額					
剰余金の配当			△315,770		△315,770
親会社株主に帰属する当期純利益			713,734		713,734
自己株式の取得				△200,156	△200,156
自己株式の処分		4		5,211	5,216
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	4	397,963	△194,944	203,023
当期末残高	1,461,735	1,486,576	11,476,083	△1,197,986	13,226,408

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	129,621	6,703	2,380,450	210,512	2,727,287	－	15,750,672
当期変動額							
剰余金の配当							△315,770
親会社株主に帰属する当期純利益							713,734
自己株式の取得							△200,156
自己株式の処分							5,216
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	94,552	△2,860	163,212	122,930	377,836	788	378,624
当期変動額合計	94,552	△2,860	163,212	122,930	377,836	788	581,648
当期末残高	224,174	3,843	2,543,663	333,442	3,105,123	788	16,332,321

計算書類

貸借対照表（2025年12月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額
資産の部	
流動資産	**8,338,076**
現金及び預金	2,348,059
受取手形	30,649
電子記録債権	1,329,775
売掛金	1,874,702
有価証券	100,000
商品及び製品	1,699,946
仕掛品	222,287
原材料及び貯蔵品	288,615
前渡金	5,174
前払費用	23,202
未収入金	393,800
未収還付法人税等	7,604
その他	18,106
貸倒引当金	△3,847
固定資産	**4,960,671**
有形固定資産	**2,366,569**
建物	1,007,406
構築物	8,966
機械装置	90,780
車両運搬具	0
工具器具備品	236,870
土地	1,002,175
建設仮勘定	20,369
無形固定資産	**181,166**
電話加入権	10,218
水道施設利用権	650
ソフトウェア	170,298
投資その他の資産	**2,412,935**
投資有価証券	669,933
関係会社株式	280,000
関係会社出資金	1,411,786
長期前払費用	6
繰延税金資産	25,283
差入保証金	25,924
資産合計	**13,298,747**

科　　目	金　額
負債の部	
流動負債	**1,797,526**
支払手形	17,693
電子記録債務	232,264
設備関係電子記録債務	8,136
買掛金	697,573
未払金	275,126
未払費用	115,305
未払法人税等	25,464
仮受消費税等	19,482
預り金	60,671
役員賞与引当金	8,081
賞与引当金	34,000
その他	303,725
固定負債	**1,773,603**
転換社債型新株予約権付社債	749,700
長期未払金	12,250
退職給付引当金	1,008,951
資産除去債務	2,702
負債合計	**3,571,129**
純資産の部	
株主資本	**9,498,812**
資本金	**1,461,735**
資本剰余金	**1,486,576**
資本準備金	1,486,022
その他資本剰余金	554
利益剰余金	**7,748,486**
利益準備金	150,000
その他利益剰余金	7,598,486
別途積立金	4,900,000
繰越利益剰余金	2,698,486
自己株式	**△1,197,986**
評価・換算差額等	**228,017**
その他有価証券評価差額金	**224,174**
繰延ヘッジ損益	**3,843**
新株予約権	**788**
純資産合計	**9,727,618**
負債・純資産合計	**13,298,747**

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**10,874,310**
売上原価		**7,013,051**
売上総利益		**3,861,258**
販売費及び一般管理費		**3,871,265**
営業損失		**△10,007**
営業外収益		
受取利息	3,314	
受取配当金	809,794	
その他	46,333	859,442
営業外費用		
支払利息	4,669	
固定資産除却損	3,914	
為替差損	29,668	
その他	8,578	46,831
経常利益		**802,604**
特別利益		
受取補償金	158,152	158,152
特別損失		
棚卸資産廃棄損	14,867	
固定資産除却損	17,310	
支払補償費	136,265	168,443
税引前当期純利益		**792,313**
法人税、住民税及び事業税	94,794	
法人税等調整額	△5,373	89,420
当期純利益		**702,892**

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,461,735	1,486,022	549	1,486,572	150,000	4,900,000	2,311,364	7,361,364
当期変動額								
剰余金の配当							△315,770	△315,770
当期純利益							702,892	702,892
自己株式の取得								
自己株式の処分			4	4				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	4	4	－	－	387,122	387,122
当期末残高	1,461,735	1,486,022	554	1,486,576	150,000	4,900,000	2,698,486	7,748,486

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,003,042	9,306,629	129,621	6,703	136,324	－	9,442,954
当期変動額							
剰余金の配当		△315,770					△315,770
当期純利益		702,892					702,892
自己株式の取得	△200,156	△200,156					△200,156
自己株式の処分	5,211	5,216					5,216
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			94,552	△2,860	91,692	788	92,481
当期変動額合計	△194,944	192,182	94,552	△2,860	91,692	788	284,663
当期末残高	△1,197,986	9,498,812	224,174	3,843	228,017	788	9,727,618

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年２月24日

クリエートメディック株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　櫻井清幸
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　笠島健二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、クリエートメディック株式会社の2025年１月１日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリエートメディック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2025年１月１日から2025年12月31日までの第52期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年２月24日

クリエートメディック株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　橋井　敦 ㊞
監査等委員　磯貝和敏 ㊞
監査等委員　日暮良一 ㊞
監査等委員　工藤敦子 ㊞

(注) 監査等委員磯貝和敏、監査等委員日暮良一及び監査等委員工藤敦子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年２月24日

クリエートメディック株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　櫻井清幸
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　笠島健二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、クリエートメディック株式会社の2025年１月１日から2025年12月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年１月１日から2025年12月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年２月24日

クリエートメディック株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　橋井　敦 ㊞
監査等委員　磯貝和敏 ㊞
監査等委員　日暮良一 ㊞
監査等委員　工藤敦子 ㊞

(注) 監査等委員磯貝和敏、監査等委員日暮良一及び監査等委員工藤敦子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会　場

横浜市港北区新横浜三丁目６番15号
新横浜グレイスホテル　３階グレイス（西）

交　通

① Ｊ　　Ｒ　新横浜駅　北口より徒歩１分
② 横浜市営地下鉄　新横浜駅　３番出口より徒歩１分
③ 相鉄・東急　新横浜駅　３番出口より徒歩１分

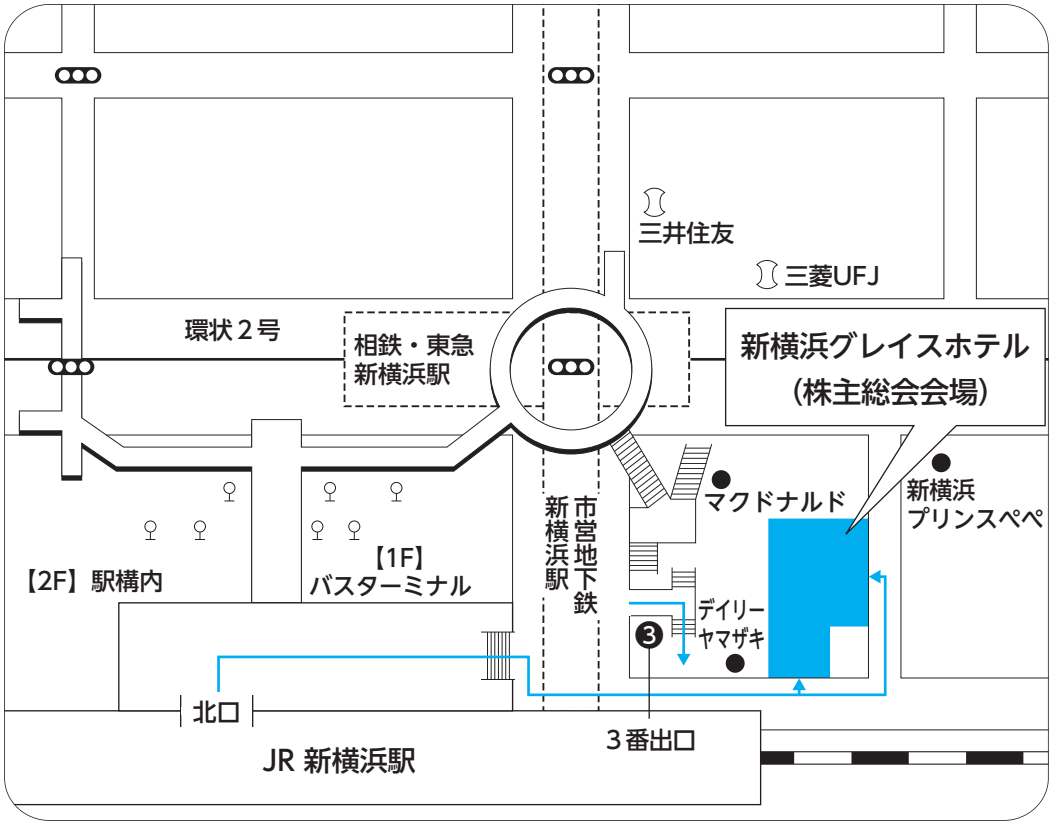

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。